

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公開番号】特開2017-207098(P2017-207098A)

【公開日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2016-98173(P2016-98173)

【国際特許分類】

F 16 H 48/38 (2012.01)

F 16 H 48/08 (2006.01)

F 16 C 17/08 (2006.01)

【F I】

F 16 H 48/38

F 16 H 48/08

F 16 C 17/08

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月23日(2018.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

第2実施形態では、第1実施形態のデフケース10の支持面11と、ピニオンギヤ20の背面21（即ち凸曲面f）との間に、支持面11の側に凸に湾曲した球面板状に形成されて弾性変形可能な環状のスラストワッシャ40が介装される。スラストワッシャ40の、支持面11に対向する外側面40aは、第2軸線X2を全部含む横断面（図3参照）で見て支持面11の曲率半径R1よりも大きい曲率半径R4の凸状球面で形成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

また、サイドギヤ30の背面31（即ち凸曲面f）と支持面11との間には、必要に応じて、上記スラストワッシャ40と同様の形状・構成のスラストワッシャ（図示せず）が介装される。その場合には、上述したピニオンギヤ20の背面21の凸曲面fとスラストワッシャ40の特設に基づく作用効果と同等の作用効果が、サイドギヤ30の背面支持構造においても達成可能である。